

## 上郡町公告第 8 号

上郡町住民問い合わせ対応 AI チャットボットシステムの調達事業について、当該事業の受託者を公募型プロポーザル方式により選定するので、下記のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 5 日

上郡町長 梅 田 修 作

### 記

#### 1 業務の概要

##### (1) 業務名

住民問い合わせ対応 AI チャットボットシステムの調達・運用保守業務

##### (2) 業務内容

別紙「仕様書」による

##### (3) 業務実施期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

##### (4) 提案上限額

1,320,000 円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、サービスを実際に利用できる期間を令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までと想定し、導入に必要な全ての費用を含めた金額である。

#### 2 参加資格

本プロポーザルへの応募者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 法人その他団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けていない者。
- (4) 町の入札参加停止措置を受けていない者。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続きの開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。
- (7) 都道府県民税（都道府県民税（法人に限る。）又は事業税）、市町村税、又は国税等（法人税又は消費税若しくは地方消費税）を滞納していない者。
- (8) 上郡町暴力団排除条例（平成 24 年上郡町条例第 15 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、及び同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者と関係を有する者でなく、これと関与しないこと。
- (9) 個人情報保護方針等を整備し、個人情報を適切に利用、管理する体制が整っていること。
- (10) 地方公共団体における住民向けの複数分野を対象とした AI チャットボットサービスの導入実績を有する者。

### 3 実施スケジュール

内容	日程	備考
① 公表・公募開始	令和 8 年 2 月 5 日(木)	町 HP に掲載
② 質問書の提出期限	令和 8 年 2 月 12 日(木)	電子メール
③ 質問に対する回答の公表	令和 8 年 2 月 13 日(金)	町 HP に掲載
④ 参加申込書等の提出期限	令和 8 年 2 月 24 日(火)	持参又は郵送
⑤ 事業提案書等の提出期限	令和 8 年 3 月 3 日(火)	持参又は郵送
⑥ プレゼンテーション審査	令和 8 年 3 月 12 日(木)	
⑦ 審査結果の通知	令和 8 年 3 月 13 日(金)	電子メール
⑧ 契約締結予定日	令和 8 年 4 月 1 日(水)	
⑨ 内部テスト・本番運用	令和 8 年 4 月 1 日以降	

### 4 プロポーザルに係る関係書類の配布期間及び配布方法

令和 8 年 2 月 5 日（木）から令和 8 年 2 月 24 日（火）までの間、上郡町ホームページ等に情報を掲載し、公募を行う。

## 5 提出書類等

### (1) 提出書類

(参加申込関係)

書類名称	様式	提出部数
① 参加申込書	様式第1号	正本1部
② 誓約書	様式第2号	正本1部
③ AIチャットボットシステム導入実績調書	様式第3号	正本1部
④ 会社概要	任意様式	正本1部
⑤ 定款・規約	任意様式	正本1部

(事業提案書関係)

⑥事業提案書	様式第4号	正本1部 副本7部
⑦業務実施体制	様式第5号	正本1部 副本7部
⑧機能要件一覧表	様式第6号	正本1部 副本7部
⑨見積書	任意様式	正本1部 副本7部
⑩その他提案内容の補足資料等添付書類	任意様式	正本1部 副本7部

### (2) 提出期間

(参加申込書等①～⑤)

令和8年2月5日(木)～令和8年2月24日(火)

(事業提案書等⑥～⑩)

令和8年2月5日(木)～令和8年3月3日(火)

※上記期間のうち、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法 持参又は郵送とし、提出期間必着とする。

(4) 提出先

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地

上郡町役場総務課(上郡町役場 3階)

(5) 提出書類の作成要領及び留意点

ア 事業提案書(様式4)は、表紙(様式4)と目次を除いてA4サイズ片面印刷で50枚以内とする。なお、A4とA3の混合も可とするが、A3サイズ1枚あたりA4サイズ2枚と換算する。

イ 見積書（任意様式）は、仕様書に定めた機能要件・保守内容等に基づき、導入に必要な全ての費用を見込んだ見積書を作成すること。なお、見積金額の評価は、初期構築費用及びサービス利用料（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）の合計金額とする。

ウ 提出された書類は返却しないものとする。

エ 提出後の追加、修正は提出期間の間に限り認める。

(6) 本プロポーザルに対する質問及び回答

ア 受付期間

令和8年2月5日（木）から同年2月12日（木）まで

イ 提出方法

質問書（任意様式）を電子メール又はFAXにより事務局へ提出すること。

ウ 質問に対する回答

令和8年2月13日（金）までにHP上に回答を公開する。なお、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。

## 6 審査

(1) 審査実施日及び会場

ア 審査実施日

令和8年3月12日（木） ※詳細は後日通知する

イ 会場

上郡町役場 ※詳細は後日通知する

(2) プレゼンテーション方法

プレゼンテーション審査は、参加表明書の受付順に実施する。

プロジェクター、スクリーン、接続ケーブル及び電源タップは本町において用意する。パソコンは参加者が用意すること。

審査時間及び持ち時間等は後日通知する。

(3) 審査内容

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

ア 提案内容

システム機能（回答生成方法、回答精度 等）、利用者からみたユーザビリティ、管理機能、導入・運用における支援内容、保守・セキュリティ

イ

イ 導入実績

市町村向け・住民向けの複数分野を対象としたチャットボットシステムの導入実績

ウ 見積金額

金額の妥当性

エ その他

その他、業務を遂行するにあたっての創意工夫等

※提案額が1(4)の提案上限額を超過した場合は、落選とする

(4) 審査結果の連絡

審査結果は、事務局から参加者全員に文書若しくはメールで連絡する。

なお、審査結果に対する採否理由及びこれに関する事項についての質問、説明請求及び意見等は、受け付けないものとする。

7 その他

(1) 本プロポーザルに係る詳細については、「住民問い合わせ対応 AI チャットボットシステム調達仕様書」に定めるところによる。

(2) 本件は、本業務に係る令和8年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに効力が生じる。

8 事務局（問い合わせ先）

上郡町役場総務課デジタル推進係 担当 西山・名古屋

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地

電話 0791-52-1111

FAX 0791-52-5172

メール soumu@town.kamigori.lg.jp